

所 属：個人所属  
型 式：シェンプ・ヒルト式ディスクス b T 型  
登録番号：J A 2 4 5 8  
発生場所：宮城県柴田郡川崎町支倉塩沢の雑木林  
発生日時：平成 8 年 9 月 2 3 日 1 3 時 4 0 分ごろ

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

J A 2 4 5 8（動力滑空機）は、平成 8 年 9 月 2 3 日 1 2 時 5 4 分ごろ霞の目飛行場を曳航機により発航し、宮城県柴田郡川崎町支倉付近上空を飛行中、低下した高度を回復するためエンジンを始動したが、高度の回復が間に合わず、畑地に不時着を試みたものの、最終旋回中に機首から落下、雑木林の西斜面に墜落。

機長 重傷

機体 大破、火災発生なし

### 1.2 航空事故調査の概要

主管調査官が平成 8 年 9 月 2 4 日～2 5 日、現場調査を実施。  
原因関係者からの意見聴取を行った。

## 2 認定した事実

### 2.1 乗組員に関する情報

機 長 男性 2 4 歳

自家用操縦士技能証明書（滑空機）	第 1 8 7 0 5 号
限定事項 上級	平成 4 年 9 月 8 日
動力	平成 4 年 1 0 月 1 3 日
自家用操縦士技能証明書（飛行機）	第 1 8 6 1 4 号
限定事項 陸上単発	平成 4 年 8 月 1 0 日
第 2 種航空身体検査証明書	第 2 7 6 0 0 0 2 1 号
有効期限	平成 9 年 9 月 1 3 日
総飛行時間	4 3 4 時間 2 4 分
滑空機時間	3 3 3 時間 4 1 分（発航回数 5 8 6 回）
最近 3 0 日間の飛行時間	2 時間 3 3 分（発航回数 4 回）
同型式機飛行時間	4 9 時間 2 8 分（発航回数 3 3 回）
最近 3 0 日間の飛行時間	2 時間 0 1 分（発航回数 2 回）

## 2.2 航空機に関する情報

### 2.2.1 滑空機

型 式	シェンプ・ヒルト式ディスクスb T型
製造番号	39
製造年月日	平成 2 年11月 6 日
耐空証明書 有効期限	第95-26-13号 平成 8 年12月 1 日
総飛行時間	271時間48分
定期点検(耐空検査、平成7年12月2日実施)後の飛行時間	104時間49分

### 2.2.2 エンジン

型 式	ソロ式2350型
製造番号	397
製造年月日	平成 3 年10月11日
総使用時間	15時間41分

### 2.2.3 機体調査

- (1) 操縦席は、主翼前縁付近から前方部分が押しつぶされた形で損傷。
- (2) 胴体後部は、主翼後縁付近で屈折し、破損。
- (3) 動力装置は展開され、エンジン及びプロペラには、損傷なし。
- (4) 右主翼は、翼端から約110cmのところで立木に衝突し、損傷。
- (5) 左主翼は、翼端から約63cmのところで立木に衝突し、損傷。

## 2.3 気象に関する情報

2.3.1 事故現場から西北西約8kmに位置する仙台管区気象台川崎地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。

13時00分	風向	北西、	風速	2m/s
14時00分	風向	北、	風速	1m/s

2.3.2 事故現場付近の目撃者によれば、事故時の気象は、次のとおりであった。

天気 高曇り、風 無風、視程 10km以上

## 2.4 その他必要な事項

2.4.1 事故現場は、発航位置から南西約20kmの地点であったが、飛行計画は通報されていなかった。

## 2.4.2 同機の「飛行規程」中「動力装置」に関する記述事項の抜粋

### 4-10-2-1 「動力装置の操作」

動力装置の展開は動力装置を展開した状態での滑空比（約19：1）で十分に着陸できる範囲でのみ行うこと。対地高度300m（1,000ft）以下では、エンジンが始動しなかった場合、場周経路を確立できないので、動力装置を展開し、エンジンを始動してはならない。・・・・・・・・

動力装置の展開を始めてからエンジンが始動するまでの損失高度は、約50～60m（164～197ft）である。

## 3 事実を認定した理由

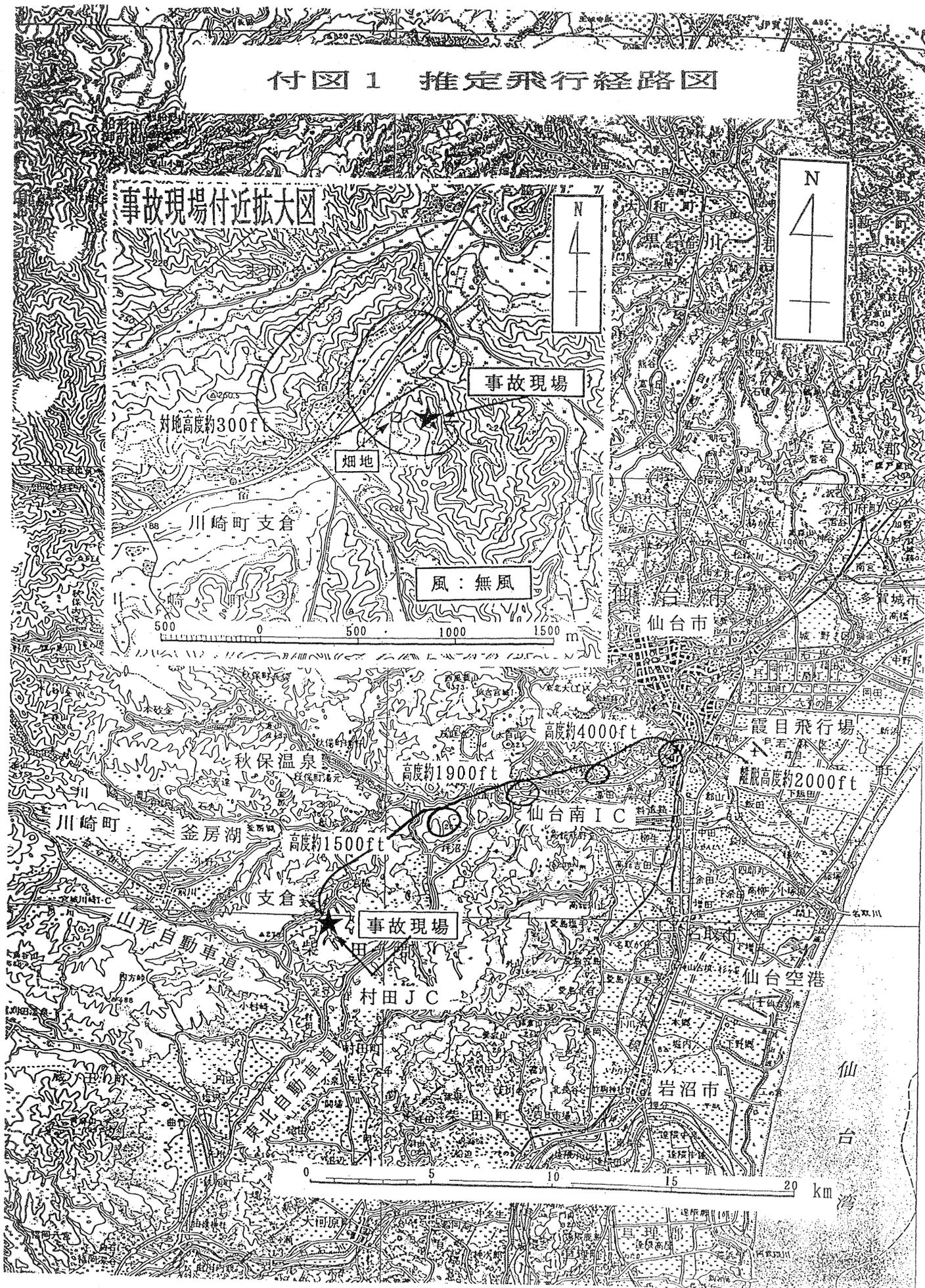
同機は、当日2回目の飛行で、飛行機曳航により12時54分ごろ霞の目飛行場を発航し、飛行場上空付近気圧高度約2,000ftで曳航機から離脱した。その後同機は、東北自動車道仙台南IC付近でレジャー飛行し帰投する予定であったが、仙台南ICを超えて南下を続け、川崎町支倉上空付近で気圧高度約1,500ft(対地高度約700～900ft)となった。高度を獲得するため、エンジンを始動したが、高度の獲得が思うようにいかず、不時着を決心して、対地高度約300ftで近くの畑地（標高約200m）に着陸を試みたが、最終旋回中に失速し、機首から墜落。

墜落地は、標高約210mの小高い雑木林で約30度の下りの南西斜面であった。

## 4 原因

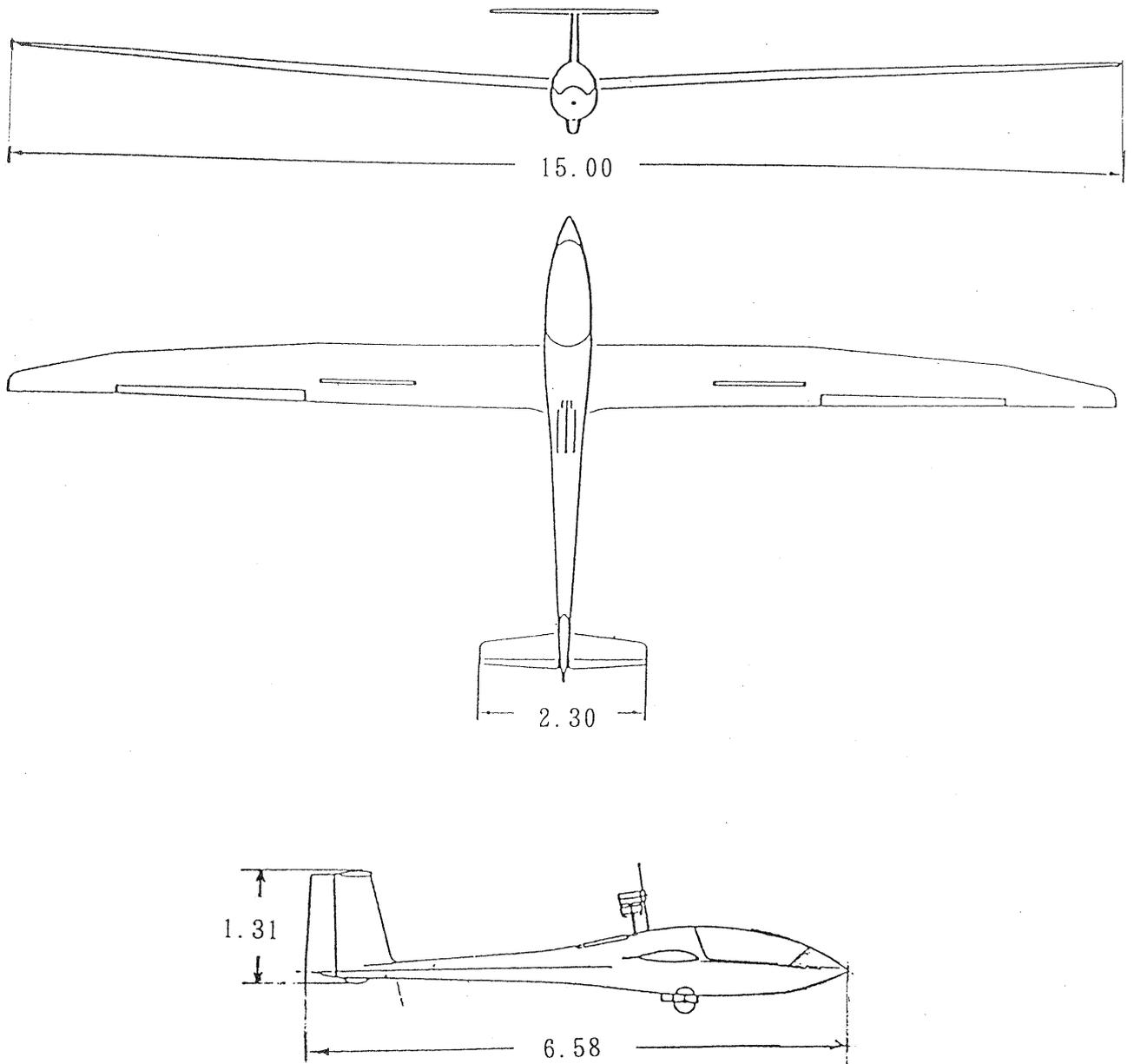
本事故は、機長のエンジンの始動の時機が遅れたため、同機の高度が下がり過ぎ、不時着をしようとしたが、最終旋回中に失速して墜落したものと推定。

付図1 推定飛行経路図



付図 2 シェンブ・ヒルト式ディスクス bT 型  
三面図

単位：m



寫真 事 故 機

